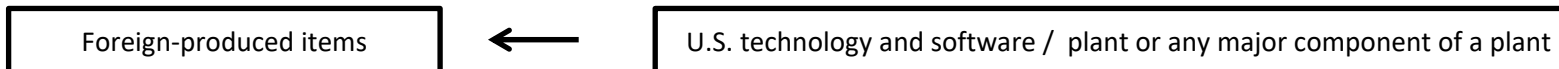


EAR § 734.9 Foreign-Direct Product (FDP) Rules

2022. 2. 3 改正版



	規制対象国	適用条件	
		(i) 技術又はソフトウェアの直接製品	(ii) プラント全体又はプラントの主要な構成装置の直接製品
§ 734.9(b) National Security FDP rule 国家安全保障上のFDPルール	D1 E1,E2	§ 734.9(b)(1)(i) (A) 米国外で製造された品目が、EAR § 748付則2の(o)(3)(i)項で定める輸出許可の添付書類として、又はEAR § 740.6の許可例外TSR使用に対する前提条件として、書面による誓約書を必要とする米国原産の技術又はソフトウェアの直接製品である場合；かつ (B) その米国外で製造された品目がNS規制の対象である場合	§ 734.9(b)(1)(ii) (A) 米国外で製造された品目が、それ自体が輸出許可の添付書類として、又はEAR § 740.6の許可例外TSR使用に対する前提条件として、書面による誓約書を必要とする米国原産の技術のプラント全体又はプラントの主要な構成装置の、直接製品である場合；かつ (B) その米国外で製造された品目が、NS規制の対象である場合
§ 734.9(c) 9x515 FDP rule	D5 E1,E2	§ 734.9(c)(1)(i) (A) 米国外で製造された品目が、ECCN 9D515又は9E515で指定される米国原産の技術又はソフトウェアの直接製品である場合；かつ (B) その米国外で製造された品目が、9x515のECCNで指定される場合	§ 734.9(c)(1)(ii) (A) その米国外で製造された品目が、それ自体がECCN 9E515で指定される米国原産の技術の直接製品であるプラント全体又はプラントの主要な構成装置の、直接製品である場合；かつ (B) その米国外で製造された品目が、9x515のECCNで指定される場合
§ 734.9(d) "600 series" FDP rule.	D1,D3 D4,D5 E1,E2	§ 734.9(d)(1)(i) (A) 米国外で製造された品目が、600シリーズのECCNで指定される米国原産の技術又はソフトウェアの直接製品である場合；かつ (B) その米国外で製造された品目が、600シリーズのECCN又はECCN 0A919で指定される場合	§ 734.9(d)(1)(ii) (A) 米国外で製造された品目が、それ自体が600シリーズのECCNで指定される米国原産の技術の直接製品であるプラント全体又はプラントの主要な構成装置の、直接製品である場合；かつ (B) その米国外で製造された品目が600シリーズのECCNで指定される場合

注：“[直接製品](#)” Direct Product

技術又はソフトウェアを直接用いて製造された immediate product[第一次製品](プロセス及び役務を含む)を意味する。(§ 772.1)
 利用された技術又はソフトウェアが、製造・開発された製品の全部ではなく、その一部(一部の部品、部分品等)だけに利用されている場合、「直接性」の要件を満たさず、[直接製品](#)にあたらぬ。 参照 ⇒ [直接製品の事例チャート](#)(CISTEC「米国の再輸出規制 入門ガイド」より転載)

注: [主要な構成装置](#)とは、品目の製造にとって不可欠である装置(試験装置を含む)をいう。

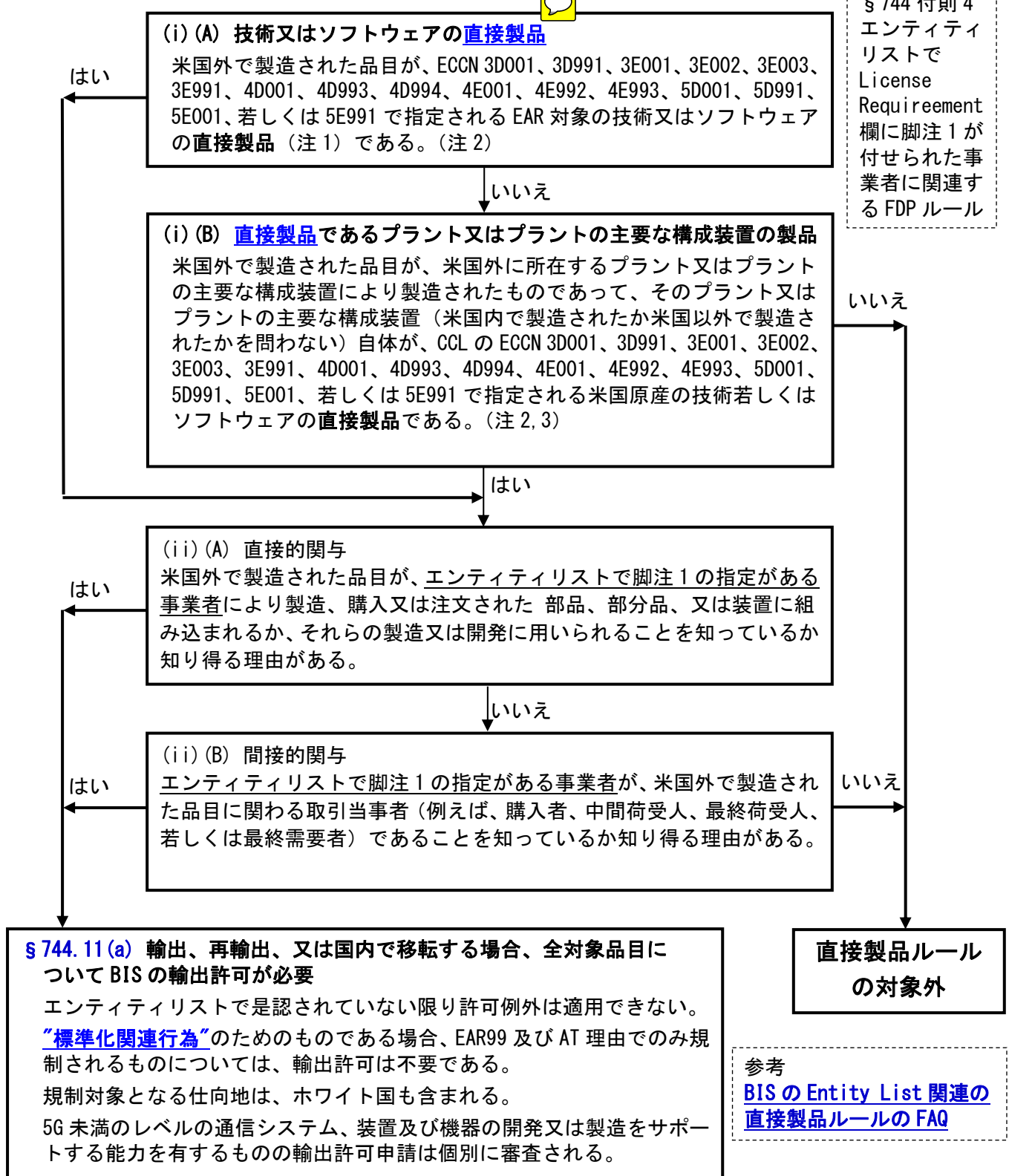
注: 誓約書(Written Assurance)

荷受人が、事前にBISの認可を取得しない限り、いかなる仕向地にも故意に技術を再輸出しないこと、或いは、D:1、E:1、又はE:2国に直接又は間接に技術の直接製品を輸出しないことを誓約する最終荷受人からの書状([§ 740.6](#)、[§ 748付則2\(o\)\(3\)\(i\)](#))

注: エンティティリストで脚注1が付されたファーウェイ関連事業者に対するDirect Product Rule ⇒ [次ページ参照](#)

§ 734. 9(e) (1) Entity List FDP rule : 脚注 1

§ 744 付則 4
エンティティ
リストで
License
Requirement
欄に脚注 1 が
付せられた事
業者に関連す
る FDP ルール



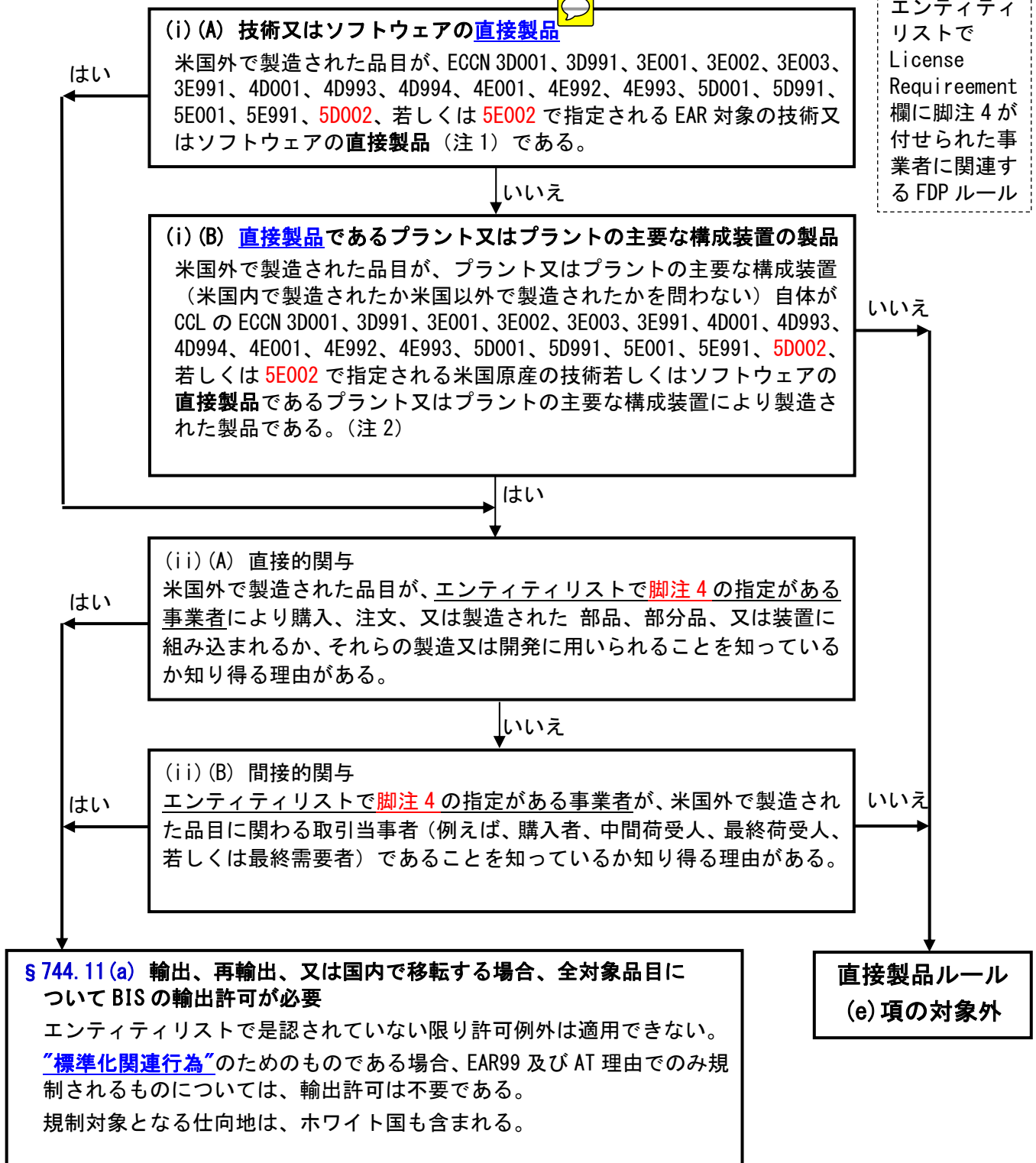
参考
[BIS の Entity List 関連の
直接製品ルールの FAQ](#)

- EAR 関連条項
[§ 734. 9\(e\) \(1\)](#)
[§ 744. 11\(a\) \(2\) \(i\)](#)
[§ 744 付則 4](#)

注 1 : “**直接製品**”とは、技術又はソフトウェアを直接用いて製造された immediate product [第一次製品] (プロセス及び役務を含む) を意味する。利用された技術又はソフトウェアが、製造・開発された製品の全部ではなく、その一部 (一部の部品、部分品等) だけに利用されている場合、「直接性」の要件を満たさず、直接製品にあたらない。
注 2 : 米国外で製造された品目には、ウエハー (完成されたもの又は切断されていないもの) を含む。
注 3 : 主要な構成装置とは、品目の製造にとって不可欠である装置 (試験装置を含む) をいう。

§ 734. 9(e) (2) Entity List FDP rule : 脚注 4

§ 744 付則 4
エンティティ
リストで
License
Requirement
欄に脚注 4 が
付せられた事
業者に関連す
る FDP ルール



EAR 関連条項

[§ 734. 9\(e\) \(2\)](#)

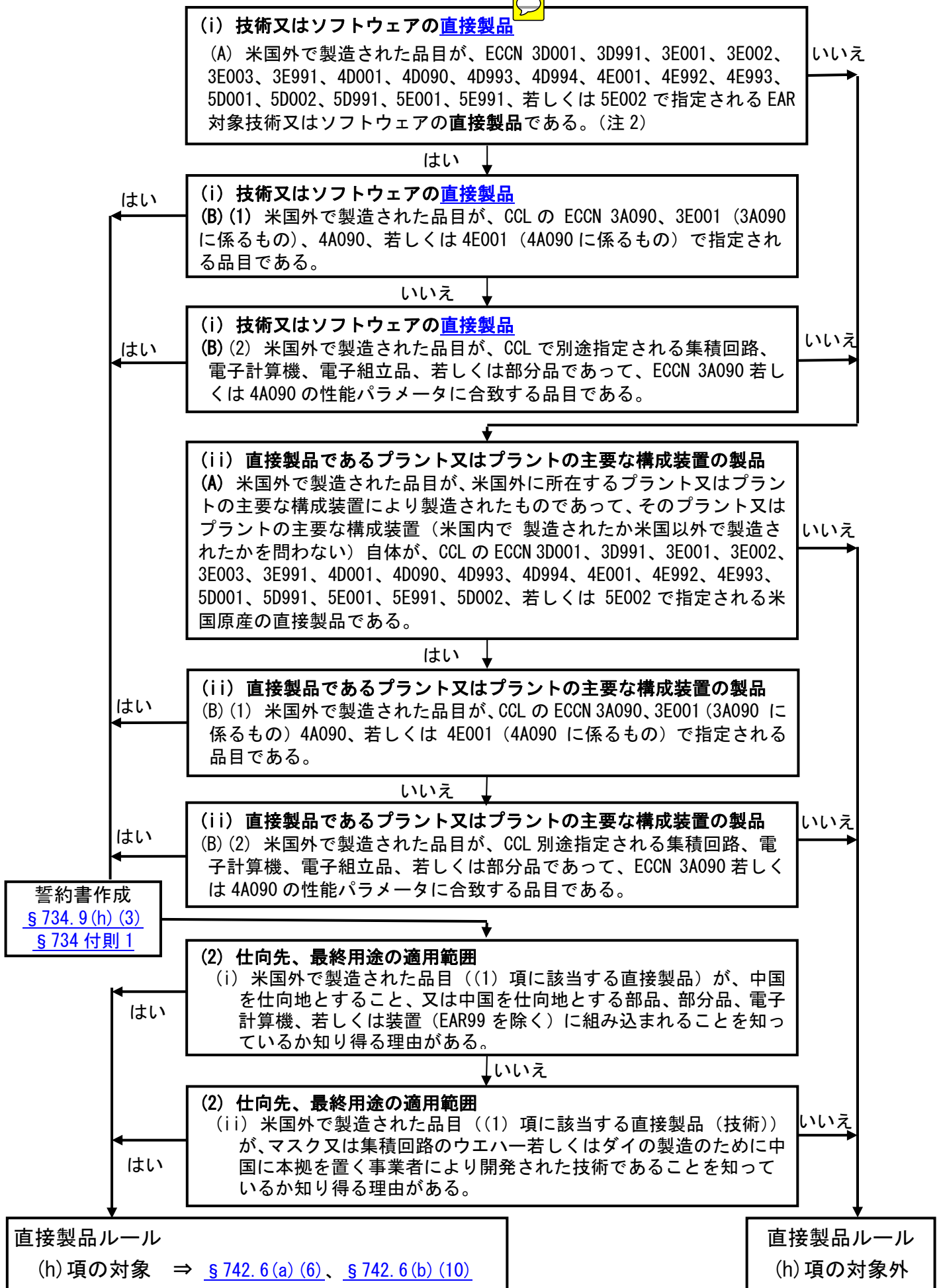
[§ 744. 11\(a\) \(2\) \(ii\)](#)

[§ 744. 23](#)

[§ 744 付則 4](#)

注 1 : “**直接製品**”とは、技術又はソフトウェアを直接用いて製造された immediate product [第一次製品] (プロセス及び役務を含む) を意味する。利用された技術又はソフトウェアが、製造・開発された製品の全部ではなく、その一部 (一部の部品、部分品等) だけに利用されている場合、「直接性」の要件を満たさず、直接製品にあたらぬ。
注 2 : 主要な構成装置とは、品目の製造にとって不可欠である装置 (試験装置を含む) をいう。

§ 734. 9 (h) 先端コンピューティング FDP ルール



§ 734. 9 (i) “スーパーコンピュータ” FDP ルール

